

「元気に育つ志木っ子条例」の推進事業

—No.24 志木市—

【事業の目的】

未来を担う子供たちの健やかな成長に向け、必要な生活習慣を確立させるために、家庭教育を支援し、子供の自立心を育成するとともに、心身の調和のとれた発達を促します。

【事業の内容】

子供の健やかな成長に向け市全体で取組を推進するため、全国に先駆けて制定した「元気に育つ志木っ子条例」と題する「志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例」に基づき、インターネットやカードゲームに起因する問題の相談窓口の充実や講演会を実施します。

【事業年度】

平成30年度

【予算額(千円)】

1,346千円

【財源】

一般財源（市）

【事業実施に至った背景・経緯】

近年、携帯電話やスマートフォン、インターネット、SNS等を利用した新しい交流や遊び、またトレーディングカードゲームが流行するなど、子供たちを取り巻く環境は大きく変化し、これらの不適切な利用による犯罪の被害やいじめといったさまざまな問題が発生し、新たな社会問題となっています。

そこで、未来を担う志木っ子たちが、これらに関連したトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、インターネットやトレーディングカードの利用に関して各家庭において取り決めを行うことや、学校・地域・行政などの責務を

明確にして、市全体で志木っ子を守り、家庭教育を支援していくことを規定した「元気に育つ志木っ子条例（志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例）」を全国に先駆けて制定しました。

【事業のPRポイント】

条例の特徴としては、保護者と子供が各家庭の状況に応じて、インターネットやトレーディングカード等の利用に関する取り決めを行うことを条例に規定したところであり、この試みは全国でも初めてのものです。

この条例の実効性を高めるため、子供に対しては更なる情報モラル教育の充実を図り、保護者に対しては、PTAが主催する家庭教育学級において、インターネットなどの適切な利用についての講演会を全校で実施します。また、地域の方々には、保護者や学校と連携し、お祭りや地域での行事を通して子供たちの健全な育成に努めてもらうなど、市全体で志木っ子を守ることができるよう家庭教育を支援する取組を実施します。

【事業実績・成果・今後の展開】

平成30年度は、市内小・中学校全校で、インターネットやSNS、トレーディングカード等の適切な利用について、児童生徒や保護者をそれぞれ対象とした講演を実施します。

また、市内全世帯へ啓発パンフレットを配布するとともに、本条例の周知やインターネット等の適切な利用についての自主的な講演会などの実施に対し補助金を交付します。（元気に育つ志木っ子事業活動補助金、上限3万6千円）

さらに、子供のインターネットやトレーディングカードなどに起因する問題の相談窓口を設置するとともに、毎月1回の相談会を実施します。

〔 連絡先 〕

生涯学習課 生涯学習グループ

048（473）1111（内線3130）